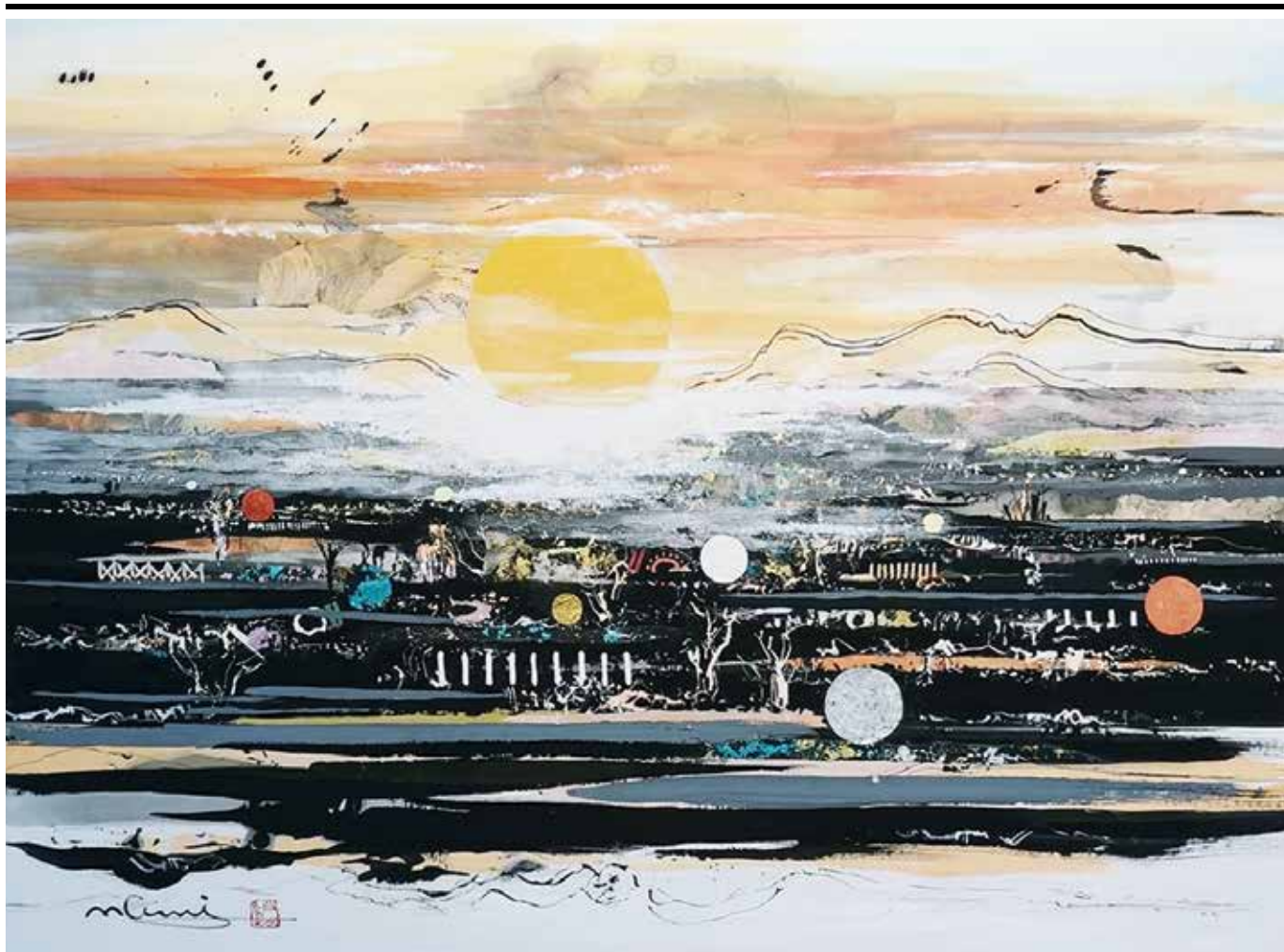




法人こおりやま

2021. 3

第513号



題名/夕陽輝田園の里(30号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

目次

税務署ニュース

申告期限・納付期限を
4月15日まで延長

..... 2

2021年度国家公務員

「国税専門官採用試験」
(大学卒業程度)のお知らせ

..... 3

コロナ支援策等の総点検

「経営上・会計上・税務上留意すべき点」

..... 4

思索が適者生存を可能にする

..... 6

税のミニ通信

年収がいくらまでなら配偶者控除と
配偶者特別控除が対象になる？

..... 7

70歳雇用時代に必要

世代間「雑談力」

..... 8

税務署ニュース

申告期限・納付期限を 令和3年 4月15日(木)まで延長

〔対象税目〕

申告所得税（及び復興特別所得税）・贈与税・個人事業者の消費税

令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。

会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲でお早めのご来場をお願いします。

3月16日以降の申告書作成会場については、追ってお知らせします。

申告や相談に当たっては、ご自宅等からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からも、ぜひご活用ください。

申告の時期によっては、市区町村による個人住民税の税額通知や課税（所得）証明書の発行時期が遅れる場合がありますので、e-Taxなどもご活用いただき、可能な範囲でお早めの申告をご検討ください。

郡山税務署

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

電子申告で
効率UP!



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

2021年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

○ 受験資格

- 1 平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者
- 2 平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

○ 受験申込受付期間

令和3年3月26日(金)から4月7日(水)まで

○ 受験申込方法

受験申込みはインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVI

(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

○ 第1次試験日

令和3年6月6日(日)

○ 試験に関する問合せ先

仙台国税局人事第二課試験研修係

022-263-1111 内線3236

人事院東北事務局 022-221-2022



～郡山税務署からのお知らせ～

令和2年分 申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限は、令和3年4月15日(木)まで延長されています。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税の振替日についても下記のとおり延長されています。

○ 振替日

税 目	延長後の振替日
申 告 所 得 税	令和3年5月31日(月)
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年5月24日(月)

3月決算法人の留意
令和3年2月 執筆稿
経営上・会計上・税務上留意すべき点
未来事業(株)・公認会計士 西山 太郎

コロナ支援策等の総点検

政府等によりコロナ禍で中小企業を救済すべく、様々な給付金・助成金・無利子(低利)融資制度などの支援策が用意されました。

また、コロナ禍という経験したことのない経営環境下において、税務上の取扱いも弾力的な措置が取られているものが多数あります。

本稿では、12ヶ月の内一番多い3月決算法人が決算を迎えるにあたり、前段においては「各種支援策」、後段では「弾力化された税務上の取扱い」、それぞれで経営上・会計上・税務上留意すべき点をまとめました。

持続化給付金など

仕組みがシンプルで、案内サイトも分かり易かったため、多くの中小企業が申請し受給を完了していることと思います。

留意すべき点は、

- 持続化給付金も含め公的機関からの各種給付金・支援金・協力金等は、消費税の対象外ですので、会計処理が「消費税の課税対象」となっていないか
- 各種給付金・支援金・協力金等の支給要件として「ある月の売上が前年の50%以下」などがありますが、その対象とした月の売上につき「申請時に記載した売上高」と「決算において確定した売上高」とが一致しているか(一致しておらず、支給要件を満たしていない場合には、返還を要求される可能性があります)
- 執筆時点では、緊急事態宣言再発出に対し、国としての持続化給付金の再交付は行わないという方針ですが、県・市町村などでは独自の支援金などを用意している場合

が多いようです。よって、申請漏れの支援金などはないか

雇用調整助成金

一部の場合を除き、既に申請期限を迎えている持続化給付金・家賃支援給付金とは異なり、現時点では4月末までと延長されています。(この期間までの休業等を対象とするという意味です)

この制度は従前からありましたが、コロナ対応によりかなりシンプルな申請となりましたが、それでも持続化給付金などと較べると準備する書類も多く、またサイトでの説明等も専門的で分かりづらいこともあり、持続化給付金を自ら申請した経営者の方も「先生の方で申請書類を作成してください」というケースがほとんどでした。

□ まだ申請していない場合など期限もありますので、社会保険労務士など専門家にお願いしているか
 これは実際にあった話ですが、社労士の関与し

ているクライアントから「事業所一斉時短ではないので雇用調整助成金は申請できない」と社労士に云われたんですが、「と相談を受けました。」

「社労士が不勉強なだけで、今回は事業所一斉時短でなくとも対象になっていますよ」と回答し(そのことを説明している厚労省の資料も添付して)、申請に及んだということがあります。

□ 時短が事業所一斉時短でない場合に、申請できないか

雇用調整助成金

家賃支援給付金申請における借上げ社宅に関する取扱いについては、「自己が賃借し他に転貸している物件については、その賃貸している部分については対象外となっていますが、これと同様の状況にあるとして借上げ社宅および寮は対象外となります」と当初されていました。その後、中小企業庁より「企業が借り上げた社宅等を役員や従業員に『転貸』していない場

合、つまり、給与課税との関係を踏まえて役員や従業員から一定額の賃料を徴収している場合等については、同給付金の給付対象になる」と取扱いが180度変わりました。

□ 既に申請された方で借上げ社宅を除外して申請していた場合には、コールセンターに問い合わせた上で、再申請などを検討したか(ハードルは高いでしょうが)

無利子(低利)融資制度

日本政策金融公庫等による3年間無利子、最長5年間元本据え置き等の緊急融資により資金を調達している方が殆どでしょう。
 ここで注意をしていただきたいのは、

□ 早い時期に資金を調達した場合には、3年間無利子、最長5年間元本据え置きという条件ではないはずなので、それに切り替えるように金融機関に要請しているか

□ 保証協会保証融資と日本政策金融公庫等政府系金融機関融資は、重複し

ての利用が可能であるので、保証協会保証融資のみを利用してはいるが資金に不安がある場合には、政府系金融機関融資からの借入も検討しているからこの制度は、リスケジュールを実行している企業も融資対象としていますが、「既にリスケジュールを要請している全金融機関が、当該融資が共益的なものとして優先弁済を認める」ことが条件とされることが多いようです。

□ リスケジュールを実行している企業において、無利子（低利）融資制度の利用を考えている場合には、リスケジュールを要請している全金融機関から、無利子（低利）融資制度の利用につき同意を取り付けているか

令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税について、①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か

月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して概ね20%以上減少しており、②国税を一時に納付することが困難な場合、所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められる制度です。

特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。

この措置は、給付金などとは異なり現金給付を受けるものではありませんが、資金繰りには有効です。

□ 納税猶予「特例制度」が利用可能か、その要件をチェックしているか
これと同様の制度が、地方税および社会保険でも用意されています。

さて、後段では「弾力化された税務上の取扱い」についてです。

国税庁は、コロナ禍という特異な環境下での企業活動を勘案し、従来の税務上の取り扱いを緩和し、弾力

的な取り扱いをしています。中小企業の場合に、よく問題となる項目につき解説していきます。

役員報酬の改訂

役員報酬については、利益操作を封ずるために、原則として同一事業年度内において「定期同額」であることが損金算入の要件とされています。

よくあるケースとして、コロナ禍での業績悪化により期中において役員報酬を減額、その後、業績回復により、同一の期中において役員報酬を元に戻したような場合です。

コロナ禍でなければ、元に戻した部分については「損金不算入」となるのですが、コロナ禍での営業自粛などにより、当該役員の職務を執行できないなど、臨時改訂事由に該当する場合には「損金算入」できることになっております。

欠損金の繰戻し還付の特例

本年3月決算法人であれば、前期の会計期間はコロナの影響は皆無であったた

め、業績も好調で多額の納税を行った企業も多いのではないかと思います。

が、コロナ禍での業績悪化により、今期決算は赤字決算となる可能性が高い場合に使えるのが、この制度です。

本年の欠損金を納税した前年に繰戻して、法人税の還付を受けることが出来るのです。

資本金の額等が1億円以下である中小法人が対象でしたが、適用対象法人が拡大されました（資本金の額等が1億円超10億円以下で、かつ大会社の子会社等に該当しない法人に拡充）。

家賃減額

テナントからコロナ禍での業績悪化を理由として家賃の減額を求められ、それに応じた場合の取扱いについてです。

コロナ禍での業績悪化などがない通常の場合であれば、減額した家賃相当額は、税務上「寄付金」と取扱いを受け、一定額以上は損金に算入されず、課税の対象となる可能性が発生するの

ですが、コロナ禍においての政府の要請を踏まえて、テナント支援のために賃料減額することが明らかな場合には、「正当な理由に基づくもの」として、そのような不利な取り扱いを受けないこととなっています。

雇用調整助成金の計上時期

雇用調整助成金は、緊急事態宣言の再発出により4月末まで特例措置が適用されることとなりました。

これに伴い、同助成金の支給申請を行った場合の助成金収入の計上時期ですが、原則的には「休業を実施した事業年度に支給額が確定していない」とも、支給額を見積もって計上するので、コロナ禍の特定措置として「実際に支給があった事業年度に計上」すればよいこととなっています。

紙幅の関係上あくまで簡略なものとなっておりますので、御社の実態に知悉している顧問の税理士・公認会計士の先生にご相談されることが肝要です。

思索が 適者生存を 可能にする

経営コンサルタント
辻本 達

1年も続く新型コロナウイルス感染拡大は、日常生活も、ビジネス社会も大きく変えた。

手洗い・消毒の励行、マスク着用、3密回避といった感染防止対策としての「新しい生活様式」が定着し、ビジネス世界での働き方も、人と人との接触を避ける中でオンラインを通じた「リモートワーク」「テレワーク」も普及し、営業スタイルも変化しつつある。

まさにこれまでの常識が非常識に変わろうとする時代の大きな変化の「うねり」の真っ只中に立っている。

今は、この環境激変に適応する実力を備えた企業だ

けが生き残る「適者生存」の時代の最中に生きているのである。

徹底的に考える企業だけが勝ち残っていく。大きく売り上げを落したものの、考え抜き、新たなビジネスモデルを引き下げて、戦略展開して成功する中小企業が輩出され始めてきている。

自社が生き残っていく課題を見据え、考え抜く。課題とは、問題を把握したうえで、「あるべき姿」に近づけるためになすべきことに尽きる。

企業にとって「あるべき姿」とは、永続していくために事業を発展・継続して

いくことにあることは言うまでもない。

課題克服のために、今ある現状や難局を突破するための施策を生み出して、商機（勝機）を見出し、取り組んでいくほかないのだ。

今、行き詰っていることに視点を合わせ、それを変えていくためには、「制約・障害はどこにあるのか」「どうあるべきなのか」「どうすべきなのか」「別の取組み方法は無いのか」と、暗礁に乗り上げているこれまでの視点を否定し、別の視点からのアプローチを模索していく。

で、課題克服に向けたアプローチは確かなものになっていく。

自社の目の前にある課題や難局状況を突破していく取組みを始めることが、大きな変化の「うねり」にある眼前の難局突破には欠かせない。

全社一丸となって取り組んで思索を重ね、取り組んでいくことで、自社の新たな強みを持ったビジネスモデルが生まれていく。

企業の「あるべき姿」へと邁進できるばかりか、社員一人ひとりが課題を設定して思考を巡らしていくことは、人材も育つことにもなるのだ。

かつての日常のビジネススタイルとは異なり、感染防止の観点から非接触型のビジネス環境にある。非接触型という制限の中で、いかに自社のお客様の接点を維持し、支持と購入の機会を得られていくかを考え抜いていくことが求められている。

それは、取りも直さず、自社がお客様に何が出来るか会社なのか、お客様が何を自社に求めているのか、そして、それを明確にして、自社が「いつまで」「何を」「どのように」実現していくのかを考え抜いていくことなのである。

持続的に成長していく企業は「悪い時には悲観せず、思索を重ね、改革に取り組む」ものであり、ピンチはチャンスと言われる所以でもある。

今の大きな変化は、新たな企業の座標軸を確立し、顧客からの厚い支持を得て、強く歩んでいくために、通らなければならない、難局突破の改革の「関門」とも捉えて取り組んでいきたいものである。

思索を止めたら、成長は止まる。考え抜いたら、商機（勝機）はきつとある、きつと手中に掴めることができる。思索と行動が道を拓くと信じて行こうではないか。

税のミニ通信

年収がいくらまでなら配偶者控除と配偶者特別控除が対象になる？

東北税理士会郡山支部/税理士 野口 秀行

パート従業員(妻と仮定して)が夫の扶養の範囲で働いたほうが得になることは周知の事実です。それが103万円ということも知っているところだと思います。

令和2年(昨年)から配偶者控除と配偶者特別控除の対象になる要件の合計所得金額が改正されています。合計所得金額とはどういうものか。簡単に説明すると10種類という所得があり今回は給与のみしか稼ぎがないこととします。他に配当、不動産、事業などの所得があれば合計所得金額が変わってきます。

合計所得金額とは、給与収入(手取りではありません)から給与所得控除額を控除した金額が合計所得金額となります。例えば月収20万円、社会保険料約3万円、源泉所得税約3千円、住民税なしの場合は、手取りは約16万7千円になります。その時の合計所得金額は年収240万円(20万円×12か月、賞与があれば240万円に加算します)から給与所得控除額(速算表というものがあります(所得税法別表第5)、240万円×30%+8万円の80万円)を控除した160万円となります。配偶者控除の要件となるその合計所得金額が38万円から48万円に改正されています。と同時に給与所得控除額の最低額(65万円から55万円)も改正されています。よく巷で言われている103万円(給与収入103万円マイナス給与所得控除55万円イコール48万円)以内であれば大丈夫というのはここからきています。また改正があっても結局のところ103万円は変更なしということになります。

それではパート従業員が年収ベースで103万円以下をクリアすれば大丈夫なのかということとそうではありません。夫の合計所得金額も注意しなければなりません。平成29年までは、パート従業員の給与収入が103万円以下であれば配偶者控除として夫から38万円を控除することができました。ちなみに平成15年までは配偶者控除と配偶者特別控除の両方の控除が可能でした。

夫の合計所得金額が900万円以下であり、尚且つ妻の合計所得金額が48万円以下であれば配偶者控除の38万円が控除できます。また夫の合計所得金額が900万円以下であり、尚且つ妻の合計所得金額が48万円超95万円以下も今度は配偶者特別控除として38万円の控除が可能になります。

前置きが長くなりましたが、今回のタイトルとして年収がいくらまでなら配偶者控除と配偶者特別控除が受けられるのか。なお、両方は受けることができません。その回答は、**夫の年収が1,095万円**(1,095万円マイナス195万円イコール900万円が合計所得金額)**以下**であり**妻の年収が150万円**(150万円マイナス55万円イコール95万円(合計所得金額))**以下**であることが配偶者特別控除として38万円のマックスの控除が受けられることができます。

また夫の年収が1,195万円(1,195万円マイナス195万円イコール1,000万円(合計所得金額))以下で、尚且つ妻の年収が200万円(200万円マイナス68万円(200万円×30%+8万円)イコール132万円)以下であれば一定額(省略します)の範囲内で配偶者特別控除が受けられることとなります。ただし夫の1,195万円と妻の200万円(正確に言うと2,016,000円以上)のどちらかでも超えていたら配偶者特別控除が受けられないこととなります。

余談ですが妻の収入が130万円以上になると夫の社会保険の被扶養者の扶養条件から外れます。

まとめ

- ①夫の年収1,095万円以下、妻の年収103万円以下 配偶者控除として38万円控除
- ②夫の年収1,095万円以下、妻の年収150万円以下 配偶者特別控除として38万円控除
- ③夫の年収1,195万円以下、妻の年収2,015,999円以下 配偶者特別控除として一定額の控除
- ④夫の年収11,950,001円以上、妻の年収2,016,000円以上 配偶者の控除は受けられない

70歳雇用時代に必要な世代間「雑談力」

働く年齢を自分で決める時代に

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

70歳までの就業機会の確保を努力義務として企業に課す改正高年齢者雇用安定法が、この4月から施行される。これまでの65歳までの希望者全員雇用により、柔軟な勤務形態の導入などのノウハウの積み重ねから70歳まで働くことを現実的と考える人事担当者も多く、まさに働く年齢を自分で決める時代になってきた。働く理由は、経済的理由から社会とのつながり、生きがい、社会貢献へと変化するようだが、では、企業側としてはどういう高齢者に働きつづけてもらいたいのか。専門能力があり、エキスパート、プロフェッショナル業務をこなせる人材であることが求められるが、能力も仕事意欲も多様化する高齢者について評価を聞いてみると、まず一番に「人柄の良い人」という回答が多い。



ヒューマンスキルに応用できる「雑談力」

ところが、企業はこういう人柄能力を養うヒューマンスキル教育を能力開発として実施してこなかった。定年直前の退職準備教育で取り上げているが、そのときにはすでに遅いのである。短期間で成果が出ないということが実施しない理由だが、最近、明治大学の斎藤孝教授が、ゼミの学生全員に30秒の雑談対決を実施しているという話を聞いてハッとした。これがヒューマンスキル教育に応用できるのではないかと考えたからである。管理職と社員、若者と高齢者、男性社員と女性社員等といった組み合わせで短い時間を活用して雑談したらどうか。社員同士のコミュニケーション能力も上がり、仕事上の問題についても自由に話し合える風土が形成できる。

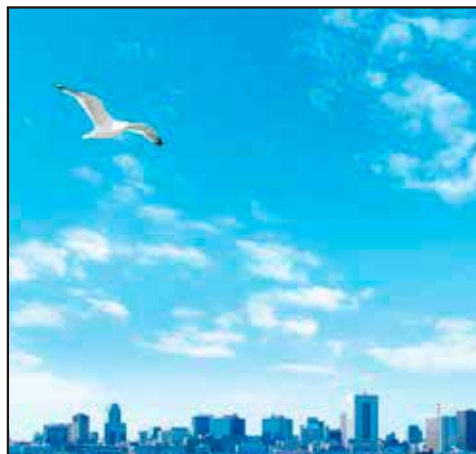
ある農機具メーカーでは、若い社員に高齢者の職場改善を任せ、両者がよく話し合った結果、高齢者は楽に働ける職場を得、若い社員は熟練者の技を吸収するという成果を得た。また、千葉県にある輸入衣料品などの検品・補修を行っているH社は、年齢に関係なく働ける生涯雇用企業だが、この職場では、ラインごとに1日一回「ザックバランミーティング」という雑談時間を設けている。テーマはなんでもよく、生活のことから仕事のやり方まで話し合われて解決していく。

こんなテーマで雑談してみても

雑談のテーマはなんでもよいが、働き方についてが多くなることは当然だろう。今のコロナ禍のなかで、働き方をどう変えれば働きがいを持てるのか、効率のよい作業と面白くできる作業を結び付けられないか、ラインで一つの工程を担当するより、一人で多くの工程を担当したほうが働きがいがあるのではないかなどなど。いつまでも働ける職場は、多様な世代の共生社会だ。世代間の風通しの良い組織が求められる。

新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
 TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
 (富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211